

全国女性造園技術者の会の会則等について

会則は 2025 年 5 月 24 日の総会で承認された改定版です。

要領の赤文字項目の内容は 2024 年 3 月 13 日の役員会で決定した改定箇所です。

2025 年 7 月 26 日現在の会則、要領を以下に示します。

全国女性造園技術者の会 会則

- 第1条（名称） 本会は、「全国女性造園技術者の会」という。また、英語表記を JAPAN WOMEN'S SOCIETY OF LANDSCAPE ARCHITECTS とする。
- 第2条（目的） 本会は、会員の相互の親睦を図り、その知識、情報及び経験の交流と協力を行うとともに、関連団体との連携の場となり、もって造園技術の発展と社会に寄与することを目的とする。
- 第3条（事業） 本会は、次の事業を行う。
- （1） 親睦会の開催
 - （2） 講演会、見学会等の開催
 - （3） 会員自らが行う地方ブロック活動等
 - （4） 関連団体や地域社会との連携を促進するための活動
 - （5） 会報の発行及び情報発信や交流のためのウェブサイトの運営
 - （6） その他目的を達成するために必要な事業
- 第4条（事務所） 本会の事務所は、下記に置く
- 東京都世田谷区上馬 2-26-6 チサンマンション三軒茶屋第 2-704
（有）GA ヤマザキ内
- 第5条（会員） 本会は、造園及びそれに関連する職業や活動に携わるもしくは携わった女性であって本会の目的に賛同するものを会員とし、本会員と学生会員の種別を設ける。
- 第6条（会費） 会員は年会費を納めなければならない。
2. 既納の年会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。
- 第7条（入会） 会員になろうとする者は、入会申込書を事務所に提出し、役員会の承認を得るものとする。
- 第8条（退会） 会員は、退会届を事務所に提出し、当該年度までの会費を納入していることが確認された後に退会することができる。
- 第9条（会員資格の喪失） 会員が次の各号のいずれかに該当した時は、役員会の決定により、その資格を喪失する。
- （1） 退会届を提出したとき
 - （2） 会費を3年間滞納したとき
 - （3） 会員が死亡、もしくは失踪宣言を受けたとき

- (4) 連絡不能となったとき
- (5) その他資格喪失すべき正当な理由がある場合

第10条（機関） 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第11条（総会） 総会は、本会の意志決定機関で、会長が招集し、重要な事項を審議、決定する。

- 2. 会長は、年1回の定期総会のほか、必要があると認めた時は、臨時総会を開催するものとする。
- 3. 総会の議長は、会長が行うものとする。
- 4. 総会の議事は、出席会員の過半数の賛成により決定する。

第12条（役員） 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 幹事 若干名
 - (5) 監事 2名
- 2. 役員は総会で選出し、会長は役員の内選とする。
 - 3. 会長は本会を代表し、会務を統括し執行する。
 - 4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
 - 5. 事務局長は、会の事務を調整・処理する。
 - 6. 幹事は会長とともに会務を執行する。
 - 7. 監事は事業の運営及び会計を監査する。
 - 8. 役員の内任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 9. 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまでは、なおその任務を行う

第13条（役員会） 役員会は、本会の会務執行機関であり、総会に次ぐ意志決定を行うことができる。

- 2. 役員会は、役員の内過半数の出席により成立し、出席役員の内過半数の賛成により決定する。

第14条（事業年度） 本会の事業年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第15条（経費） 本会の経費は、年会費、親睦会費、寄附金、その他をもってあてる。

第16条（会計報告） 役員は、毎年1回、総会に会計報告をしなければならない。

第17条（顧問） 本会に顧問をおくことができる。顧問は、会長経験者などから、役員会で選任し、指名する。

第 18 条（個人情報の扱い） 会員は個人情報の扱いに留意し、漏洩が生じないよう管理し、会の運営以外には使用しない。

2. 会員に配布する名簿への記載情報は個人の意向に則した表記とする。

第 19 条（細則） この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会において決定する。

附 則 この会則は平成 3 年 4 月 1 日より施行する。

沿 革 平成 4 年 9 月 5 日改正

平成 5 年 9 月 4 日改正

平成 7 年 9 月 9 日改正

平成 9 年 4 月 1 日改正

平成 18 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 6 月 7 日改正

令和 7 年 5 月 24 日改正

全国女性造園技術者の会 要領

- 1 会の運営に対する支出について（平成7年2月21日役員会決定 平成7年4月1日施行）（改正 平成15年7月12日改訂 役員会運営に対する支出について）（2024（令和6）年3月13日改正）
 - 1-2 旅費規程 （2024（令和6）年3月13日役員会決定）
様式1 旅費等請求書（2024（令和6）年3月13日役員会決定）
- 2 会の入退会に伴う会費の納入について （平成7年7月28日役員会決定）（令和3年10月7日役員会決定）（令和3年10月14日施行）
- 3 全国女性造園技術者の会自主活動助成要領 （平成13年7月14日役員会決定）
（ブロック活動実施要領 平成7年2月21日役員決定の改訂）（令和3年12月1日役員会決定）（2024（令和6）年3月13日改正）
様式2 自主活動費請求書（2024（令和6）年3月13日役員会決定）
- 4 会員に対する弔慰金の支出について（平成24年7月28日役員会決定 平成25年3月31日施行）
- 5 学生会員制度の設置について（平成26年6月7日役員会決定 平成26年6月7日施行）
- 6 入会条件について（令和3年10月7日役員会決定 令和3年10月17日施行）
注 入会申込書改正（令和3年10月）

1 会の運営に対する支出について

会の運営に対する支出について

1995（平成7）年2月21日役員会決定

2003（平成15）年7月12日改正

2024（令和6）年3月13日改正

役員会の運営、役員会決定の諸事業の実施のために要する費用については下記により支出することとする。

記

1 会員への支出

(1) 役員会運営に要する旅費交通費の支給

旅費交通費の支給の要件及び額については、次のとおりとする。

ア 支給の条件

交通費については、役員及び運営協力者等が役員会に出席する場合全般。宿泊費については、役員会のために、役員会開催地から遠隔地に在住する役員に出席を求めた場合。但し総会に合わせて開催される役員会は支給の対象から除く。

その他、会長が必要と認めた場合。

イ 支給の額

交通費（開催地までの往復の交通費の合計）については要領1-2 旅費規程に定める額が1,000円を超える場合に、その差額を支払う。

宿泊費については要領1-2 旅費規程に定める額を限度として実費を支払う。

ウ 支給方法

旅費等申請書（別紙 様式1）を用いて、会計担当役員に申請する。会計担当役員はその内容を審査し、適正であれば支払いを行う。

(2) 外部開催の事業等への参加に要する参加費、旅費交通費の支給

外部開催の事業等への参加の要件及び額については、次のとおりとする。

ア 支給の条件

外部開催の事業等に会員が本会を代表して参加する場合に参加費、旅費交通費を支給する。ここで外部開催の事業等とは、次のとおりとする。

(ア) 本会が加入する団体や関連団体が開催する会議、集会等

(イ) 本会が協賛、協力する催し等

(ウ) 本会の広報に資する催し等

イ 支給の額

外部開催の事業等への参加費は実費を支払う。

これに要する交通費、宿泊費については要領 1 - 2 旅費規程に定める額を支払う。

ウ 支給方法

旅費等申請書（別紙 様式 1）を用いて、会計担当役員に申請する。会計担当役員はその内容を審査し、適正であれば支払いを行う。

2 外部への支出

役員会決定の諸事業において、外部に依頼した場合に支払う。外部を対象とし、会員は対象外とする。

(1) 謝金の支給

講演などを依頼した場合の謝金の支給額については、次のとおりとする。

ア 支給の額

10,000 円とし、原則として旅費を含むものとする。支払い方法については、連絡担当役員が会計担当役員と調整する。

(2) 原稿料の支払いについて

会報「花と緑」や会の HP 等への掲載のため原稿を外部に依頼した場合は、原稿料を支払う。

ア 支給の額

原則として、会報「花と緑」2 頁程度約 3000 文字につき 5,000 円とする。

(3) 賃金の支払いについて

ア 支払いの条件

総会資料の作成、発送に要する作業を会員外の者に委託する場合。

イ 支払いの額及び決定方法

時給は、都道府県の最低賃金額相当とし、交通費は別に実費を支払う。時給及び作業時間等は作業担当役員が決定し、監督する。支払い方法については、作業担当役員が事前に会計担当役員と調整する。

附則

上記によらない事項は役員会で決定できる。

附則

1 この要領は、1995（平成 7）年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要領の一部を改正し、2003（平成 15）年 7 月 12 日から施行する。
- 3 この要領を改正し、2024（令和 6）年 3 月 13 日から施行する。施行に伴い、「役員
会運営に対する支出について（2003(平成 15)年 7 月 12 日改正）及び「謝金及び旅
費、賃金に関する支出について（2013(平成 25)年 8 月 19 日改正）」は廃止する。

1 - 2 旅費規程

旅費規程

2024(令和6)年3月13日役員会決定

会の活動で生じる旅費について次のように定める。

1 交通費

交通費は、勤務先または自宅から最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の鉄道運賃、航空運賃等の金額とする。

- (1) 鉄道運賃は旅客運賃、急行料金(片道50km以上)、特急料金(片道100km以上)及び普通車座席指定料金を現金の支払金額で算出した額とする。
- (2) 航空運賃は旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最も経済的と認められる場合にのみ支給できることとする。その額は普通席の現に支払った額とする。

2 宿泊費

宿泊を伴うと認められる場合には、10,000円を限度として実費を支払う。

附則

この規程は、2024(令和6)年3月13日から施行する。

旅費等請求書

全国女性造園技術者の会会長 様

申請日 年 月 日

申請者名

旅費等を下記のとおり申請します。

記

活動の概要（活動日・目的等）

（単位：円）

内 容	内 訳	金 額
参加費 (外部開催事業の場合)		
交通費		
宿泊費		
合 計		

支払方法の指定（振込先等）

原則として、領収証（コピー、画像データ可）を添付すること。

（会計担当使用欄）

申請日 年 月 日

決定額 円

支払日 年 月 日

会計担当者名

2 会費の納入について

会の入退会に伴う会費納入について

1995（平成7）年7月28日役員会決定

2021（令和3）年10月7日改正

会員の入退会時の会費の納入については、下記により取り扱うこととする。

記

1 入会の時

役員会において、入会が承認された後、会計より当年度会費の納入について請求する。
なお、入会時点より当年度の会費を納入することとする。

但し、入会承認日が当年度総会後の場合について初年度は年会費の3分の2（2,000円）とする。

学生会員については会費を1,000円とする。

2 退会の時

会員は、退会届を会事務局に提出する場合は、未納の会費を清算することとする。但し、毎年4月1日より6月30日までに退会する場合は、当年度の会費納入義務はないものとする。

但し、7月以降に退会の場合はその年度の会費は納めるものとする。

なお、会費を3年度の間未納の場合で、本人の意志確認が取れない場合は、役員会において退会を決定できる。

附則 以上によらない事項は役員会で決定する。

附則

- 1 この要領は、1995（平成7）年7月28日から施行する。
- 2 この要領の一部を改正し、2021（令和3）年10月14日から施行する。

3 自主活動に対する支出について

全国女性造園技術者の会自主活動助成要領

1995（平成7）年2月21日役員会決定

2001（平成13）年7月14日改正

2021（令和3）年12月1日改正

2024（令和6）年3月13日改正

会員の自主活動に対する助成は下記により行うものとする。

記

1 助成の対象となる活動

- (1) 会員自身の企画により広く会員に呼びかけて行う学習会、情報交換、研究活動、学会その他への発表等
- (2) 地方ブロック内の連絡通信活動

2 助成内容

- (1) 連絡通信費
- (2) 講演謝金補助（基本的に1件10,000円）
- (3) 会場費
- (4) 資料印刷費
- (5) その他（手土産等。ただし個々の会員に帰属する飲食等の費用は除く）

3 助成方法

- (1) 助成申請書（別紙 様式2）を用いて、自主活動代表者、ブロック幹事又はその代理人から会計担当役員に申請する。締切日は毎年3月1日とする。
- (2) 会計担当役員は、内容を審査し、助成案を作成する。
- (3) 役員会は助成案を審査し、助成を決定する。
- (4) 会計担当役員が支払いを行う。期日は3月31日とする。

4 助成限度額

一連の活動につき20,000円を限度とする。
但し、申請総額が予算額に満たない場合はこの限りでない。

附則 以上によらない事項は役員会で決定できる。

附則

- 1 この要領は、1995（平成7）年2月21日から施行する。
- 2 この要領は、2001（平成13）年7月14日から施行する。施行に伴い、「ブロック活動実施要領（1995(平成7)年2月21日）」は廃止する。
- 3 この要領の一部を改正し、2021（令和3）年12月1日から施行する。
- 4 この要領の一部を改正し、2024（令和6）年3月13日から施行する。

自主活動費請求書

全国女性造園技術者の会会長 様

申請日 年 月 日
申請者名

自主活動費を下記のとおり申請します。

記

活動の概要（実施日・全体概要、参加者数等）

（単位：円）

内 容	内 訳	金 額
合 計		

支払方法の指定（振込先等）

原則として、領収証（コピー、画像データ可）を添付すること。

（会計担当使用欄）

申請日 年 月 日
決定額 円
支払日 年 月 日
会計担当者名

4 会員に対する弔慰金の支出について

会員に対する弔慰金の支出について

2012（平成 24）年 7 月 28 日役員会決定

会員に対する弔慰金については下記により支出することとする。

記

1 弔慰金の支給

弔慰金の支給の要件及び額については、次のとおりとする。

(1) 支給の条件

弔慰金については、会員本人を対象とする。

対象者の死亡後一年以内に連絡があった場合とする。

(2) 支給の額

10,000 円以内とする。

支払い方法については、連絡担当役員が会計担当役員と調整する

附則 以上によらない事項は役員会で決定できる。

附則 この要領は、2013（平成 25）年 3 月 31 日から施行する。

5 学生会員制度の設置について

学生会員制度の設置について

2014（平成 26）年 6 月 7 日役員会決定

就職に向けて学生からの問合せが複数件あり、また会員の増加、特に若い会員を増やす必要があることから下記のとおり学生会員制度を設け募ることとする。

記

1. 学生会員制度の内容

(1) 会員の名称

学生会員

(2) 対象

造園を専攻する高校、専門学校、大学（大学院含む）に在学する学生（女性）を対象とする。

(3) 年会費

1,000 円 会費の返金については、会則第 6 条に準じる

(4) 会員サービス

インターネットでの情報提供を基本とし、会が企画する交流会、見学会等への参加を可能とする。（総会・役員会への出席はできない。会報（冊子）の送付はない）

2. 入会・退会

(1) 入会手続きは会則 7 条に準ずる。

(2) 学生会員期間は 1 年単位の単年度更新とし、在学期間中は継続更新を可能とする。

(3) 年度会費の払い込みを基本とし、退会については、会費有効期限をもって会員資格を失う。継続の場合は、会員資格のあるうちに会費を納入する。

(4) 会員資格失効した場合は、再度入会手続きを行う。（基本的に郵送等で年会費の督促等を行わない。）

附則 学生会員制度は当面要領扱いとし、平成 26 年度総会后（2014 年 6 月 7 日）より施行する。

以上

6 入会条件について

入会条件について

2021（令和3）年10月7日役員会決定

本会の入会条件について会の実情に合わせ以下のように改訂し、下記に定めることとする。

記

1 会員の3条件

- (1) 女性であること
- (2) 造園およびそれに関連している職業や活動に携わっている、もしくは携わったことがある
- (3) 本会の目的に賛同するもの

2 1の(2)にある「造園及びそれに関連する職業や活動」とは、次の範囲をいう。

造園、園芸、公園施設、レクリエーション施設及び修景施設の計画、設計、施工、管理、運営、研究、指導をいう。

3 学生会員

造園等を専攻する高校、専門学校、大学(大学院含む)に在学する学生（女性）

附則 以上によらない事項は役員会で決定する。

附則 この要領は2021(令和3)年10月17日から施行する。